

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和6年第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年4月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

委員	9番	木原	哲男
----	----	----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良	次生
委員	近藤	信二
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	内田	直人
主任	松田	修典

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第4回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。1番 近藤委員、2番 橋川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明させていただきます。目標の設定については、広島県就農支援課及び広島県農業会議からの指導により作成をしております。例年のことですが、全国的に最低限、これだけの目標を設定するようという指導があります。本町のような農業規模の自治体についても、一律的な目標となっているため、達成することが難しいところもありますが、目標として設定させていただいております。それでは、まず、5ページ目をご覧ください。Iの「農業委員会の状況」は、記載のとおりとなっております。1の農業委員会の体制については、令和5年7月20日からの体制について、2の農家・農地等の概要については、最新の各種統計数値を記載することになっており、農林業センサスは令和2年、耕地及び作付面積等につきましては、令和5年に行われた調査の公表数値を記載しております。耕地及び作付面積等につきましては、昨年とほぼ横ばいの数値となっております。次のページの、II最適化活動の目標の「1最適化活動の成果目標」について、(1)農地の集積については、令和5年2月20日の委員会で、審議頂きました熊野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定された目標値をもとに設定させていただいております。目標としては、令和12年度までに0.5haを新規の集積面積としています。農地面積の202haについては、目標設置時の作付面積統計による面積を維持するものとして設定しておりますが、現時点では減少しております。次に(2)遊休農地の解消については、昨年度の利用状況調査により判明した遊休農地面積の5分の1を目標値として設定するように定められているため、0.7haのうち0.14haを解消する目標とし

	ております。次のページの（３）新規参入の促進については、過去３年間の農地法第３条による権利移動面積の平均の１割以上が目標値となるため、0.13haを目標としております。なお、新規参入の取扱いについては、目安としては30a規模の耕作を新規で行うことになったなどが経営体としての要件であり、令和５年度はこの要件を上回る新規参入者は０となっております。農地法の改正により、下限面積がなくなり、新規就農者は増えているが、面積が小さいため、経営体の実績としては０になっています。「２最適化活動の活動目標」については、（１）の最適化活動については、農地の耕作状況等を確認すること、農業者への声掛けや相談、総会への出席及び意見陳述等が該当します。農業会議からは、月６回以上の活動が望ましいとされ同様に設定しております。（２）については、強化月間は最低でも３回の設定が必要とされており、利用状況調査を行う８月から９月とその後の資料整理の期間などを含め３回と設定しました。（３）につきましては、推進委員の方１名以上、新規参入相談会に参加していただくことが目標とされております。いずれの目標設定についても、本町の実情とはそぐわない点もあり、達成が困難な目標設定もあるかと思えます。町としては、利用状況調査を今年も委員の皆様をお願いしたいと考えております。その際には、耕作されている方をみかけたら、貸してもいいよという人がいないか、立ち話程度でも、声掛けをしてもらうなどしてもらえたらと思えます。詳細については改めて説明の場を設けさせていただきます。以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
住川委員	２農家・農地等の概要について、認定農業者の経営体数１というのは、どこでしょうか。
事務局	〇〇〇〇です。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	（全員：質問なし）
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第１２号「令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について」ご異議はありませんか。
議場	（全員：異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第１２号「令和６年度最適化

	活動の目標の設定等（案）について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第２、議案第１３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１３号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、呉地地区の農地で、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かう道に進入し１００ｍ程進行した右手に見える田３筆、畑３筆の計６筆でいずれの農地も現在は休耕となっております。申請地は、譲渡人の〇〇〇〇氏の夫がこれまで耕作をされておりましたが、お亡くなりになられ、〇〇〇〇氏が相続したものの、以降、草刈等の管理のみで休耕となっております。譲受人の〇〇〇〇氏は、会社員として県外で働いておりましたが、農業をやりたいとの希望があり、退職後に出身地である広島県に帰られ、昨年度の１年間は広島市で研修を受講されておりました。その中で、熊野町での就農を希望されており、昨年の夏以降から農地を探されており、町内の中から、申請地が希望条件に近かったことから事務局を通じて〇〇〇〇氏に打診をしたところ快く貸して頂けることになりました。〇〇〇〇氏は研修を受講しながら、ご親族が経営する農場でも手伝っており、現時点で販路も確保されているとのことでした。また、この度の契約に際し、〇〇〇〇氏から農機具の無償提供もあり、農業を始めるには十分な環境が整っていることから許可相当と判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	稲垣委員が本日は所要により欠席のため、稲垣委員と行った現地調査について、事務局が報告をさせていただきます。４月１７日に稲垣委員と事務局で現地を確認しております。２，０００㎡を超える町内では比較的規模の大きい案件であり、畑として耕作するには、登記地目が田であることから土壌改良等について気にされておりましたが、こちらについては、以前も畑として耕作をされていたことから問題はないことを確認しております。また、水についても近くに水量のある河川があり十分に確保できるという事でこちらも問題はないと確認しました。農機具についても十分に確保されており、隣接地

	に農業用倉庫が整備されており管理面や効率性からも問題のないことを確認し、許可相当であると判断を頂いております。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
菅尾委員	何を作られるんですか。
事務局	キャベツ等を作られる予定です。いずれは規模をもう少し拡大したいとの意向もありますが、状況を見ながらとなります。〇〇〇〇なので、町内の中でも比較的整った形で1枚が大きい農地があるので、そこを広げていければということで、今後は、周辺の所有者の意向を聞きながら、集約できればいいかなと考えています。拠点としては良い場所かと考えています。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第3、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第14号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、萩原地区の農地で、〇〇〇〇沿いにある〇〇〇〇の裏手にある畑1筆です。譲渡人の方が町外に在住で今後、耕作の予定がなかったため、譲受人となる〇〇〇〇氏ご自身は農地を所有してはいませんが、妻の母が周辺の農地を所有し耕作をされていることから、申請地についても効率よく農業ができるため、この度、売買されることになりました。周辺の農地も譲受人の親族が所有しており、これまでも耕作をされていることから特に問題となるようなことはなく、許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。

近藤委員	事務局と４月１６日に現地を確認してきました。場所は、事務局説明のとおりで、〇〇〇〇から〇〇〇〇に進行し、左手にある〇〇〇〇を左折して１００ｍ程進行したところにある畑１筆です。譲受人の〇〇〇〇氏の家の道を挟んで真向いの農地で、周辺の農地も〇〇〇〇氏の妻の親が所有されているとのことで一体的な管理が可能となっております。形も比較的、整っており十分な広さの接道もあり耕作もしやすい環境にある農地となっております。現時点では草刈のみの保全管理となっております。取得後は、耕作もされるということなので非常に良いことなのではないかと思います。特に問題になるようなこともありませんので、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第３、議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第３、議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第４、議案第１５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１５号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、初神地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に直進し、〇〇〇〇の手前を右折し２００ｍほど直進した右手にある田１筆で、現況は休耕となっております。譲渡人は相続により申請地を取得されましたが、県外に在住で今後、耕作を行う予定もないことから、申請地の隣接地に居住しており親族でもある譲受人と売買することになりました。今後、畑として耕作をしていくとのことですが、周辺の農地に影響を及ぼすことはないと思われ、譲受人もこれまでも農業をされており、自宅横で管理も容易なことから、特に問題となるようなことはなく、許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推

	進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と４月１６日に現地を確認してきました。場所は、事務局説明のとおりで、〇〇〇〇を〇〇〇〇に進行途中の〇〇〇〇の手前を右折した〇〇〇〇の道を挟んで向かいにある田です。現状は、水が張ってあり池のような状態となっております。譲渡人の方が県外に在住で管理が難しいことから、売買でご親族の譲受人の方に所有権移転されとのことで今後、荒廃する可能性があることを考えると隣接地に住む譲受人が管理すれば荒廃することもないと思われるので良いことではないのかと思います。今後は畑として耕作をしていきたいということですが、畑に転換するのは非常に苦勞するのではないのかと思いますが、許可をすることに問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第４、議案第１５号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第１５号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第５、議案第１６号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１６号の農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、中溝地区の農地で、〇〇〇〇の〇〇〇〇にある畑１筆です。転用目的は、墓地となっており、申請地横にも現在、申請者の直系の親族となる墓地がありますが、この度、申請者の妻の直系親族の墓地についても移転されることになりました。今後、申請者夫婦が高齢となる中で、墓の管理が難しくなることから、自宅近くに移設をしたいとのことです。現在、墓地の設置に関して他法令での手続きも進められており、特に問題となる点もないことや、申請地については、整地を行うのみで周辺の農地に影響を及ぼすこともないと思われるため、許可相当であると判断しております。

	説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員、お願いします。
世良委員	4月16日に事務局と現地を確認しました。申請者の自宅横の農地で、一部は過去にも墓地に転用されています。この度は、申請者の妻の親族の墓地を建てられるとのことでした。今後、高齢となり、墓の管理も難しくなるため移転されることにしたそうです。周辺には農地もないことや隣接する土地の一角も墓地として管理されていることから、許可することに問題はないものと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
住川委員	農地を墓地にする上で、色々な手続きがあると思いますが、農地を墓地として認めると農業委員会が決めた後で、墓地の手続きをするのか、大丈夫という見込みで手続きをするのか確認したい。
	墓地に限らず、家を建てる場合等でもそうですが、他法令での許可が必要な案件については、必ず事前協議をするようにしています。この度は、広島県西部厚生環境事務所に、墓地の設置について協議しており、現地の裏手にも、中溝地区の多くの墓地があるため、申請地についても問題ないと県からも聞き取りをしております。同様に墓地に限らず住宅や他の案件についても、あらかじめ県や町の関係課に相談し、双方が許可を出せる見込みであればそれぞれが事務を進めていくことになります。なお、許可については、他法令の許可日と同日となるよう調整をしています。どちらかが先行して許可をすることがないようにしています。
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第5、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。

	続いて、日程第 6、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 17 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、出来庭地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かって進行し、〇〇〇〇の 100m 手前の左手にある田 2 筆となっており、現況は既に駐車場となっております。当該申請地については、昨年度実施した利用状況調査で、違反転用となっていることが判明した農地で、是正通知を送付した結果、始末書とともに申請書が提出されたものでございます。農地法上では、違反転用に対し、工事の中止、原状回復等の命令や罰則等の規定もありますが、土地所有者に事情等を調査し、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れが無く、他法令による手続きについても問題がなければ、事後承認ということで、許可することも可能とされております。本件につきましては、町の関係課への確認で他法令では許可案件には該当しないことや現地確認の結果、周辺で農地等をしておられる方もなく、水路等の水の流れにも影響を及ぼすものではないため、事後承認による許可は可能であると判断させていただきました。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。当案件については、既に転用済みのものであるため、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明は省略いたします。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第 6、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」追認で許可することにご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は追認許可することに決定しました。続いて、日程第 7、報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項に基づき、3 月の間に専決処分

	した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案35ページから41ページまでのとおり、初神地区で1件、呉地地区で1件の計2件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議場	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は5月20日（月）に開催予定です。議案については5月10日（金）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和6年第4回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 印 署名委員 印 署名委員 印